

同居家族等がいる場合の生活援助の取り扱いについて

令和3年11月24日

沖縄市では、同居家族等がいる場合の生活援助を居宅サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書に位置付ける場合は、状況を確認の上、サービス開始前に保険者に確認書を提出し、確認し合うことを推奨しております。原則算定できないものであるものの、個々の状況に応じてやむを得ない事情がある場合、一律機械的に算定できない取り扱いとはしておりません。

※居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載してください。

(1) 同居家族等の考え方のめやす

- ① 同じ家屋に家族等（親族）が住んでいる。
- ② 二世帯住宅、あるいは同じ建物に家族等（親族）が住んでいる。玄関が一緒か別か、建物の内部がつながっているかいないか、台所が一緒か別か等の家屋の構造は問わない。
- ③ 同一敷地内、または隣接する敷地に家族等（親族）が住んでいる。②と同様、家屋の構造は問わない。

※生活援助の算定の可否においては、住民基本台帳ではなく生活実態も勘案して判断を行う必要があります、上記以外を「別居」と判断します。

※ただし、①～③に該当する場合でも、十分なアセスメントの上、家族等の状況や援助内容により必要性があると考えられる場合は、生活援助の算定対象となることもあります。判断に迷う場合は給付係・地域支援担当までご相談ください。

(2) 同居家族等がいる場合の生活援助の導入にあたって

同居家族等がいる場合は、原則、生活援助の算定はできません。ただし、同居家族等が「障がい」や「疾病」等により家事等ができない場合または以下に挙げるような状況であるときは算定できる場合があります。

- ① 同居家族等が障がい、疾病や要介護等の認定を受けていて、家事等が困難な状況
障がい、疾病や要介護等の事実のみでもって生活援助を算定することは認められません。障がい名、疾病名、要介護度を明らかにした上で、できること・できないことを明確にし、算

定の可否を判断してください。なお、同居家族等の疾病に関することはその主治医に確認する必要はありません。

② 障がいや疾病はないが、同様のやむを得ない事情で家族等による家事が困難である場合

ア) 高齢による筋力低下があり困難な家事がある

※単に高齢ということのみでもって生活援助の導入はできない

イ) 家族による困難な家事があり、代替手段もない

※「単にやったことがない」といった理由は該当しない。家族等が担えない場合、インフォーマルサービス等代替手段の活用についても必ず検討すること。

ウ) 安全面や健康面、衛生面から見て必要性が高い

例) 呼吸疾患等により日常的に室内の清潔保持が必要(担当医からの指示あり)など

エ) 時間が限定され、その時間に家族等の支援が得られない

例) 食事の準備や服薬の確認等、家族不在の時間帯であっても定期的に行わなければならないことがある

オ) 家族等に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、健康面に支障が出る等いわゆる「共倒れ」になる恐れがある

③ 同居家族等との関係において、極めて深刻な問題があり、援助ができない場合

介護放棄や修復不能なこじれ等は該当するが、単にやったことがない、遠慮があつて頼みにくいなどは該当しない。

※虐待が疑われる事例については、利用者の居住地を管轄する地域包括支援センターに相談した上で検討して下さい。

④ 同居の家族等に精神疾患等を疑うような状況があり、援助が期待できない場合

診断は受けていないが、会話等から精神疾患が疑われ、なおかつ援助が期待できない場合等。

⑤ 日中独居となる場合

ア) 同居家族等が就労していて、長時間の日中独居、または出張で不在になるため独居の状態になる場合

イ) 就労状況により必要な支援が受けられない

※単に日中不在や出張で不在という理由のみでもって算定することは認められません。どの時間帯(期間)が独居状態になるのか確認し、独居になる時間帯においてサービスを行わなければならない支援内容なのか、家族等が在宅中にできる支援内容ではないか等、よく検討して下さい。

⑥ その他、ケアマネジャーがやむを得ない事情があると判断した場合

(3) 留意事項

- ① サービス提供内容が保険給付サービスとして適切か（老計第 10 号、老振第 76 号）。
 - ・介護保険で算定する部分としない部分（家族の支援、インフォーマルサービス、自費利用等）について、きちんと区別して居宅サービス計画に位置付けているか。

- ② 適切なマネジメントかつ自立支援に資する内容となっているか（できないことを補うのみの内容となっていないか）。
 - ・アセスメント、担当者会議録及び居宅サービス計画にサービス内容や導入の理由が明確に確認できるか（老企第 36 号第 2 の 2(6)に沿っているか）。

- ③ 利用者本人にとって生活援助が必要なのか。
 - ・本人ができないことだけでなく、できそうなことについてもきちんとアセスメントしているか。
 - ・家事の一連の動作についてもきちんとアセスメントしているか。
 - 例・・・「洗濯ができない」として洗濯をサービスに導入することは不可
 - 「洗濯」のどの動作ならできて、どの動作はできないのかを具体的に明らかにした上で、できない部分を保険適用すること。
 - ・同居家族等の直接利益となるサービスを利用者本人の生活援助で行っていないか。
 - 例・・・本人の保険給付で同居の夫のための調理を行うこと
 - ・同居家族等にとっても必要な生活援助のサービスで、かつ要介護（要支援）認定を受けている場合は、按分しているか。

- ④ 同居家族等の状況
 - ・利用者だけでなく、家族等のアセスメントも重要。
 - ・同居家族等が家事をできないやむを得ない理由があるのか。
 - ・要介護状態、障害の等級、疾病の状況、仕事等の状況、などを確認し、これらによってどのような家事ができないのか。

- ⑤ 別居家族の状況や本人に対する支援の状況について

※本人・同居家族・別居家族ができること・できないこと、インフォーマルサービスで対応できること等を十分アセスメントした上で、介護保険サービスでの利用の必要性の有無をサービス担当者会議にて検討して下さい。必要と判断した場合は、必要な支援の内容・必要量についても検討し、決定して下さい。

(4) 提出に関して

《要介護者》

①提出時期

- ・新規で生活援助を導入するとき
- ・生活援助の内容を変更するとき
- ・同居家族等の状況が変わるとき

※サービス担当者会議にて必要性があることを確認した上で、サービス開始前に提出し、保険者と確認し合うことを推奨しています。

②提出書類・・・確認書のほかに下記書類の写しを提出

居宅サービス計画書 1～7 表、アセスメント表、その他必要と判断した書類

※提出の必要性について判断に迷った場合は、給付係にご確認ください。

③提出先

沖縄市健康福祉部介護保険課給付係

《要支援者・事業対象者》

①提出時期

- ・要介護者に準ずる

※原則サービス担当者会議前に対象者を担当する地域型地域包括支援センターへご相談ください。「地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議」にて生活援助の必要性を確認いたします。

なお、地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議にて生活援助が必要と判断したが、判断に迷う場合は「沖縄市総合事業サービス調整会議」で確認いたします。

②開催場所・提出書類等

○地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議

開催場所：地域型地域包括支援センター

提出書類：介護予防サービス支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）、

利用者基本情報、支援経過録、

生活援助を位置付ける場合の確認シート（別紙1）、

同居家族がいる場合の生活援助相談票（別紙2）、その他

構成員：三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）、担当介護支援専門員

○沖縄市総合事業サービス調整会議

開催場所：沖縄市役所

開催日時：毎月第2・4木曜日 13時半～（祝日の場合は、翌日開催。）

提出書類：地域型地域包括支援センター総合事業サービス調整会議で提出した書類、
確認書（※重複する内容については、「別紙〇〇参照」と記載可。）

提出期日：開催日の3日前まで

構成員：介護保険課地域支援担当職員、地域型地域包括支援センター職員、
担当介護支援専門員

電話 : 098 - 939 - 1212

F A X : 098 - 987 - 8527

- ・介護保険課給付係（内線 3145・2085）
- ・地域支援担当（内線 3143）

生活援助算定の確認フローチャート

1) 事業対象者、要支援1～2、要介護1～5の利用者である

2) 本人に対してヘルパーによる生活援助が必要である = 本人ができない行為である

- ①生活援助は家事代行サービスではありません。「やったことがない」「家族に負担をかけたくない」「本人が家族のためにやっていた家事をヘルパーに代行してもらいたい」などの理由は認められません。
- ②家事のすべてはできなくても、生活環境を整えればできることはありませんか？工夫するとできること、それでもできないことを見極めましょう
- ③本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為を代行することで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です

3) 同居家族等の有無

☆同居家族等の有無や同居家族等の状態によって、生活援助算定に影響があります。
同居・別居の判断は【同居家族等がいる場合の生活援助の取り扱いについて】をご確認ください。

◀同居家族等がいない

同居家族等がいる

◎原則、算定できませんが、適切なケアプランに基づき個別に判断されます

4) 同居家族等が障がい・疾病等のため、家事を行うことが困難な場合

◀障がい

障がい者手帳の有無や障がい認定だけでの判断ではなく、障がいに起因して実際に家事を行うことが困難であるかという視点で判断してください。

◀疾病

疾病名を明らかにするとともに、十分なアセスメントを行うことなどにより、疾病によってどのような家事を行うことができるのか、できないのかを見極めましょう

◀按分について

同居家族等も介護認定がありサービスを検討 → 本人、家族ともに生活援助が必要なら按分になります。按分することで共有部分の援助が可能となります。サービス所要時間の振り分けについて、必ず均等に按分にする必要はありません。(老企第36号 第2の1(5) ※本人のみ使用する場所・本人分の調理等なら按分する必要はありません。

◀障がい・疾病がある

◀障がい・疾病がない

5) やむを得ない事情により、家事を行うことが困難

サービス担当者会議において、該当理由を共通認識とし、しっかりとした内容の記録、及びケアプランへ位置づける必要があります。

◀やむを得ない事情がある

◀やむを得ない事情がない

★アセスメントにおいて「別居家族等の介護力」に注目する

※独居でも、同居家族がいる場合でも、別居の家族等の支援状況のアセスメントは必要です。また地域のインフォーマルサービス等も検討してください。

生活援助の算定はできない

6) サービス提供内容が介護保険給付サービスとして適切か

- ・規定されている範囲内のサービスですか？(老計第10号)
- ・保険給付として不適切な事例に該当していませんか？(老振第76号)
- ・基準を満たしていますか？老企第36号第2の2(6))

◀適切

不適切

生活援助の算定はできる

生活援助の算定はできない

同居家族等がいる場合の生活援助に関する確認書（沖縄市）

提出日 令和 年 月 日

事業所名

担当介護支援専門員

電話番号

沖縄市印

被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	M/T/S 年 月 日	年齢	歳
		性別	介護度
家族構成（ジェノグラム）	家族等の就業状況及び本人との関係性		
本人の状況・できること （詳しくはケアプランに記載）			
家屋形態	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
同居家族等の続柄	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子（ <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女） <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
同居家族等の状況（障害・疾病・その他特別な理由について、具体的に記入）	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 日中独居 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
同居家族等が行っている家事援助の状況			
具体的にどのように支障が生じているのか等記載			
ケアマネージャーによるサービスの必要性の判断	<input type="checkbox"/> 掃除（ ） <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 一般的な調理・配下膳 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 薬受け取り <input type="checkbox"/> ベッドメイク <input type="checkbox"/> 衣類の整理・補修 <input type="checkbox"/> その他（ ） 【理由】		
サービスの回数（ 回/週）			
サービス時間数（ 分）			
添付書類	要介護： <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書1～7表 <input type="checkbox"/> アセスメントシート 要支援： <input type="checkbox"/> 介護予防サービス支援計画書 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議録 <input type="checkbox"/> サービス利用状況のわかる書類 <input type="checkbox"/> 支援経過録 <input type="checkbox"/> その他		

《確認結果》 ※沖縄市記入

上記内容について確認しました。 <input type="checkbox"/> 算定可 <input type="checkbox"/> 算定不可		期間：令和 年 月 日～			
	課長	補佐	係長	係	

参考

～介護保険制度の「生活援助」とは～

訪問介護の生活援助は、単なる家事代行ではなく、利用者の身体状況及び生活状況において、維持・改善または悪化の防止や予防を目指すために提供されるべきものです。そのためには、提供するための根拠と、提供することによって期待される効果が、ケアプランに示されている必要があります。

また、介護支援専門員は、利用者や同居家族等から「生活援助中心型」サービスの希望が出た場合には、同居家族等がいる場合の「生活援助中心型」サービス費の算定はできないという原則を、利用者及び家族等に十分説明し理解していただいた上で、利用者及び同居家族等の状況（「できること」「できないこと」）をきちんとアセスメントする必要があります。

（１）介護保険制度における「生活援助」の位置付け

介護保険制度で要介護者に提供される訪問介護は、介護保険法施行規則第五条で次のように定められています。

（前略）日常生活上の世話は、—（中略）—調理、洗濯、掃除等の家事、—（中略）—生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

これは「生活援助」が、介護保険法の訪問介護において提供されることを示しています。

（２）生活援助のサービス行為ごとの区分等

平成 12 年 3 月に示された老計第 10 号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」と、平成 12 年 11 月に示された老振第 76 号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」においては、生活援助のサービス内容について次のように示されています。

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障がい・疾病などのため、本人や家族が家事を行う事が困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということが出来る。）

※次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ②直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

「直接本人の援助」に該当しない行為として

- ・主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

「日常生活の援助」に該当しない行為として

- ・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為（家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え、植木の剪定等の園芸など）は、含まれない。

出典：老振第 76 号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」

（3）訪問介護における「生活援助中心型」

基本的な考え方として、生活援助中心型は、利用者の代行的なサービスとして位置付けることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたならば、利用者が自身で行う事が基本となる行為であるということが出来ます。本人ができることは、訪問介護サービスを提供することはできません。また、本人が日常生活を営む上で必要な内容・回数・時間が対象となります。

単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行う事が困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

出典：厚生省告示第 19 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表

「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として「利用者が 1 人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行う事が困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

出典：老企第 36 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

(4) 同居の家族等がいる利用者の生活援助の扱い

同居の家族等がいる場合で、生活援助中心型の訪問介護費を算定する場合は、その提供するサービス内容について、「なぜ、同居の家族等が行うことができないのか」「なぜ、その内容・範囲・時間・回数でサービスの提供が必要なのか」をより十分に検討し、利用者・同居の家族等が出席したサービス担当者会議において、個別の事例ごとに最終的な判断をした上で、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付け、サービスの提供を行ってください。

※アセスメントは家族全体としての家事能力（家事状況）を見る必要があります。

※共用部分の掃除については、同居の家族等も使用するため、原則サービスを提供することができません。このことについて、利用者・同居の家族等に十分説明し、理解を得てください。

また、市（保険者）のみでなく、利用者及びその家族、また、利用者に関わる介護保険サービス提供事業者以外の**第三者が見たときに、明確な説明が行えるよう、サービス提供を決定した経過、提供されたサービスの詳しい記録等を確実に残しておく事が必要です。**

1 訪問介護の生活援助

（前略）やむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるというものである。したがって、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。

2 介護予防訪問介護

（前略）上記1と同様に、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に予防給付の支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、適切に判断されたい。

出典：「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて」

「生活援助中心型」の単位を算定する場合の留意点について

R3年11月

「生活援助中心型」の算定ができる利用者

- ・ 単身世帯
- ・ 家族等と同居している場合であって、当該家族等の障害、疾病、その他やむを得ない事情により家事が困難な場合（※1）

アセスメントにより（※1）に該当すると判断された利用者については、保険給付の可否について、担当ケアマネジャーと保険者（総合事業利用者においては総合事業主管部署）間の齟齬により利用者に不利益が生じることを防ぐため、事前に確認書を提出（※2）することを推奨する。

（※2）確認書の提出先

- ・ 総合事業利用者の場合 → 地域支援担当
- ・ 要介護認定を受けた利用者の場合 → 給付係

なお、（※1）における「同居」の扱いについては、家屋の構造、敷地内の位置関係、隣接関係、家族等の支援状況等を総合的に勘案し、個別に判断されるものとする。



重要

居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載すること。

お問い合わせ・相談窓口

沖縄市健康福祉部介護保険課

電話 098-939-1212

総合事業 → 地域支援担当（内線 3143）

要介護 → 給付係（内線 2085・3145）

「生活援助中心型」に関するQ & A

注意：本Q & Aは、沖縄市の考えを示したものです。他市の利用者については、各保険者にお問い合わせください。

問1

単身世帯なので、生活援助中心型を位置づけることに問題はないか？

答

単身世帯であることのみをもって生活援助中心型を位置づけることはできない。適切なアセスメントに基づき、単身世帯であることに加え、生活援助中心型を位置づける必要性が記載されていなければならない。

問2

老夫婦世帯で、利用者の夫が要支援2の認定を受けた。同居家族が障害（疾病）を持っているということで生活援助中心型を位置づけることに問題はないか？

答

要支援（介護）認定のみをもって生活援助中心型を位置づけることはできない。適切なアセスメントに基づき、同居家族が要支援認定を受けていることに加え、同居家族の障害（疾病）により生活援助中心型を位置づける必要性が記載されていなければならない。

問3

下記①～⑤の場合単身世帯として生活援助中心型を位置づけることに問題はないか？

- ① 二世帯住宅の2階に息子家族が住んでいるが生活空間や生計が全く別である。
- ② 同一敷地内または隣接する敷地に家族等が住んでいるが生計は全く別である。
- ③ 同じ建物（アパートやマンション）で違う階に住んでいるが生計は全く別である。
- ④ 市内または市外に住んでいる家族等が週に何日か泊まって介護を行っている。
- ⑤ 市内または市外に住んでいる家族等が日常的に介護を行っている。

答

生活空間や生計が別、別居であることのみをもって生活援助中心型を位置づけることはできない。適切なアセスメントに基づき、家族等との関係性や得られる支援の内容等に加え、生活援助中心型を位置づける必要性が記載されていなければならない。